

農業委員会 だより

第9号

令和4年1月

編集・発行

別海町農業委員会

TEL 0153-75-2111

FAX 0153-79-6045

E-mail nougyou@betsukai.jp



目次

新年のご挨拶	2
農地の売買・贈与・賃貸借をしたいとき、お近くの農業委員へ相談を！	2
令和3年度別海町功労者表彰（自治功労）受賞！	3
遊休農地に関する措置状況に関する調査を実施しました	3
新規就農者・後継者紹介	4～5
令和4年度別海町農業委員会総会 開催日程	6
農業者年金制度が改正されます	7
農業者年金保険料の確定申告について	7
女性の長い老後をしっかりとサポートします	8
農地所有適格法人のみなさまへ	8
編集後記	8



新年のご挨拶

別海町農業委員会

会長 小野 榮一



新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、新年をご家族おそろいで健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、農業委員会活動に對しまして、深いご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございました。

さて、酪農畜産の情勢ですが、本町の生乳生産量は年間50万トンを超え、道内の約12%の生産量の見込みとなり順調に推移している中、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により生乳需給緩和が進み、比較的長期間保存が利く脱脂粉乳やバターが過剰在庫を抱える事態となり、需要と供給のバランスが崩れ始めたことから好調な生産が一転して生産抑制という大きな試練を与えられました。また、生産資材の高騰と相まって酪農経営は非常に厳しい影響が懸念されています。

このような状況の中で政府は、2022年度の加工原料乳生産者補給金と集送乳調整金の単価、総交付対象数量を2021年度から据え置きとするなど、畜産・酪農政策価格を決定しました。

これは、生乳生産の増産抑制で大きな打撃を受けている酪農家へ少しでも不安を払拭するための政策と受け止め、関係団体には更なる牛乳・乳製品の消費拡大キャンペーンなどを続けていってほしいと願うものです。

以前の生産調整時とは状況が全く異なり、コロナ禍という災害のリスクを負っているもので、コロナ禍収束を視野にこの苦境を乗り越えていかなければなりません。

今回の生乳増産抑制で生産基盤を損ねないために、酪農家が生産意欲を維持し続けらるよう、当委員会におきまして、農業現場における課題解決に向けた、農地制度の確かな運用、優良農地の確保、担い手への農地利用の集積、遊休農地の発生防止、新規参入の促進など、わが町の農業発展のため、引き続き町やJAなど関係機関と十分な連携をしながら、農業者の所得向上に取り組んでまいります。

結びに、本年が皆様にとりまして素晴らしい年となりますよう、ご健勝、ご多幸を祈念し新年の挨拶とさせていただきます。

謹賀新年

(推進委員は議席番号順)

会長 小野 榮一
会長代理 信夫 重勝
【別海推進委員会】

委員長 山田 良雄
副委員長 齊藤 主夫
推進委員 山崎 浩義
藤田 敏
小島 敏
阿部 浩
藤井 実
押田 賢二
林 武雄

【中春別推進委員会】

委員長 加藤 真純
副委員長 芳賀 友子
推進委員 畠山 宏幸
内藤 一吉
伊藤 榮一
小野 榮一

【西春別推進委員会】

委員長 大内 敏光
副委員長 木幡 誠
推進委員 及川 哲夫
市川 義晴
中村 繁男
竹花 新吉

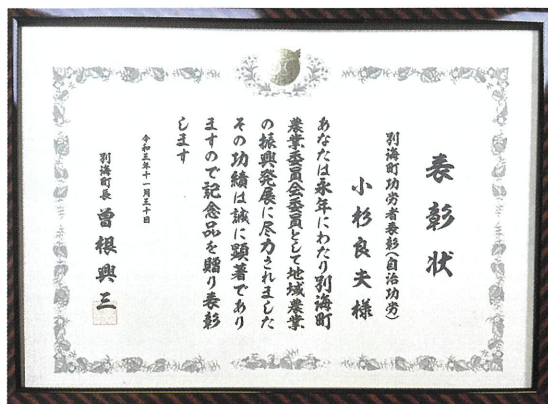
【上春別推進委員会】

委員長 加藤 和広
副委員長 羽石 健一
推進委員 石毛 剛
中洞 宏
浦山 薫
信夫 重勝

【農地の売買・贈与・賃借等をしたいとき、お近くの農業委員へ相談を!】

- ◆農地を買いたい・売りたい・農地を借りたい・貸したいときには、まずはお近くの農業委員に相談ください。
- 農地の売買、贈与、賃借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。
この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。
- 農地の売買、賃借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もありますので、詳細については農業委員会までお問合せください。(農地の売買に農地法第3条の許可が不要で、売った際に係る譲渡所得について特別控除があるなど、メリットがあります。)

別海町農業委員会 元農業委員 小杉 良夫 氏 「別海町功労者表彰（自治功労）」受賞！



令和3年11月30日（火曜日）別海町民ホールで曾根町長から表彰状および記念品が贈呈されました。元農業委員 小杉良夫 氏は平成14年7月から令和2年7月までの18年間の永きにわたり、別海町農業委員会委員として、農地行政の適正な執行に努められ、地域酪農の発展に貢献されました。

在職期間中は、西春別地区推進委員長も務められ、優良農地の確保と有効利用、農地の分散化を解消する農地集団化事業を推進し、農業経営の合理化・近代化に尽力された功績は誠に顕著であります。

令和元年度には、農業委員会委員としての功績が認められ、北海道農業会議農業委員永年勤続者表彰を受賞されています。

このたび、その功績により別海町功労者表彰の栄誉に輝きました。

遊休農地に関する措置状況に関する調査を実施しました。

令和3年10月15日に「遊休農地に関する措置状況に関する調査」を行いました。

これまで農地の利用状況に関する調査については、農地法上の「利用状況調査」と「荒廃農地調査」の二つの調査がありましたが、今回、調査内容の見直しが行われ、両調査を統合して「遊休農地に関する措置状況に関する調査」に一本化されました。

農業委員会等は、調査により把握した「遊休農地・再生困難な農地」に対して、遊休農地に関する措置を実施し、一筆ごとの措置の実施状況を北海道に報告することとなっています。



後継者紹介

④ 酪農全般に対する現在の取り組みや目標・展望

⑤ 余暇の過ごし方・楽しみ方

長谷川 幸一さんの後継者

長谷川 豊さん・幸恵さん 別海町中西別

別海
推進委員会から
後継者紹介

① 平成31年4月

高校卒業後、JAに就職し酪農に関わる仕事や組合員との交流を図るなか、交際中であった奥さんの実家が酪農を経営されていたこともあり、休日に搾乳などの酪農作業に触れていくなかで酪農の魅力を強く感じたこと。

② 本人、妻、妻の父、妻の母、妻の祖父、妻の祖母、愛猫チョコビ（♀）

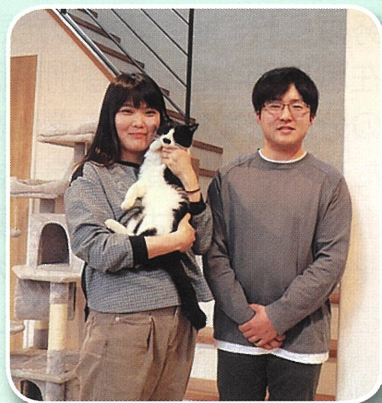
③ 190ha

④ 現在はまだ自信を持って営農に従事できていないと感じており、機械の故障などトラブル発生時に臨機応変に対応できていない。

将来は自分に自信を持って経営を任せてもらえるように、家族経営を基本としてまずは今の経営をしっかりと継承し、自分の目指す経営スタイルについてゆっくりと考えていきたい。

⑤ ふたりの時間を大事に、家でドラマなどの録画をまとめて観ながらくつろぐことが多いです。コロナ禍が落ち着いた頃には、年2～3回は旅行に行きたいです。

【押田広報副委員長 記】



鈴木 晴彦さん 別海町中春別

中春別推進委員会から
新規就農者紹介

① 平成31年4月

元々会社員だったが、忙しく家族の時間が取れないため、奥さんの家事育児の負担が大きくなってしまいう事など・・・家族との時間を優先したいと考え、就農したいと思った。

② 本人、妻、子ども4人（長男、長女、次男、三男）

③ 116.2ha

④ 現在は、事故等の無い元気な牛を育てたいと思い、牛の健康管理を徹底している。

目標は早期に借金を返済し余裕が出来れば、機械化していきたいと思っている。

⑤ このご時世で、おうち時間が増えた事により家族でBBQ・バスケット等をして、ゆったり過ごしています。

コロナ禍が落ち着いてきたので、子ども達をディズニーランド等に連れて行ってあげたいと思う。

【畠山広報委員 記】



新規就農者

① 就農した年月と就農したきっかけ

② 家族構成

③ 経営面積

日向 和哉さんの後継者

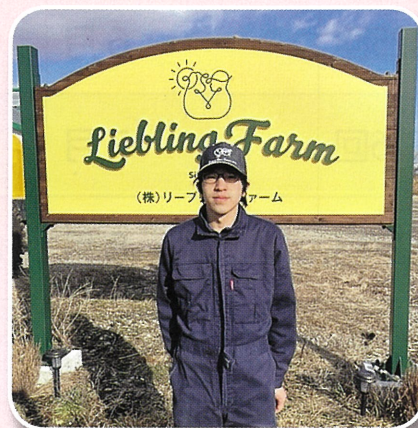
日向 優輝さん 別海町西春別

西春別

推進委員会から後継者紹介

- ① 平成31年3月
平成31年農大卒業後は2～3年ヘルパーとして就職し経験を積む予定でしたが、両親の助けに成りたいと考え就農しました。
- ② 本人、父、母、祖母
- ③ 90ha
- ④ 農大で学んだ事をもとに、基本に基づいた経営をしたいと考えています。現在ロボット搾乳をしているので、牛の観察に力を入れ疾病、発情の早期発見治療に力を入れて行きたい。
今後は観察を疎かにしないように、廃用牛なるべく出さない、また増加した頭数を減らさないように日々の仕事を無理なく行い試行錯誤しながら経営の向上のため頑張っていきたい。
- ⑤ 寝る事、ゲーム、車の運転が好きなので出かける時はドライブに行く。

【竹花広報委員 記】



古川 久雄さんの後継者

古川 陽太さん 別海町上春別

上春別

推進委員会から後継者紹介

- ① 平成30年5月
平成20年にJA本別町へ入組後、家畜人工授精業務を中心に畜産に関わる業務を行う中で、自ら経営を行いたい気持ちが芽生えたことから、父親の久雄さんが経営する古川牧場へ就農し、令和2年1月に経営移譲し経営者となる。
- ② 本人、妻、子ども3人、父、母、祖父、祖母
- ③ 56ha
- ④ 先代から放牧酪農に取り組んでおり、気持ちと体力に余裕を持って営農を続けられるよう常に試行錯誤をしていきたい。
また、土壌改良と牛の遺伝的改良にも力を入れ、経営基盤の強化を図っていきたい。
- ⑤ 外出する時は家族で買い物や食事をしたり、家で過ごすときはコーヒーを淹れて音楽を聴いたり、インターネットで動画を観たりしています。

【羽石広報委員 記】



令和4年度 別海町農業委員会総会 開催日程

○申請書及び関係書類については、申請内容の調査や現地（農地等）の確認を要するため、必ず申請等締切期限までに提出してください。

○諸事情により、日程を変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

	開催月	申請等締切期限	(注1) 現地調査日	総会開催日
第23回	令和4年 4月	4月12日(火)	4月18日(月)	4月28日(木)
第24回	5月	5月11日(水)	5月17日(火)	5月27日(金)
第25回	6月	6月6日(月)	6月10日(金)	6月22日(水)
第26回	7月	7月12日(火)	7月19日(火)	7月29日(金)
第27回	8月	8月15日(月)	8月19日(金)	8月31日(水)
第28回	9月	9月9日(金)	9月15日(木)	9月29日(木)
第29回	10月	10月13日(木)	10月19日(水)	10月31日(月)
第30回	11月	11月9日(水)	11月15日(火)	11月28日(月)
第31回	12月	12月8日(木)	※	12月26日(月)
第32回	令和5年 1月	1月13日(金)	※	1月31日(火)
第33回	2月	2月9日(木)	※	2月28日(火)
第34回	3月	3月8日(水)	※	3月27日(月)

※(注1) 現地調査とは、農地の貸借及び農地等、並びに農業用施設及び住宅建設の申請があった場合、農業委員による現地や計画内容等の確認を実施する調査のことです。(現地調査をしていない場合、許可書の交付ができません)

※冬季間(12月～3月)の現地調査は積雪等の影響から、原則、実施していませんが、12月と3月については、早期に調査が必要な場合で積雪がなく調査地全体が確認できる場合に限り、現地調査の実施を検討しますので、事務局へご相談ください。

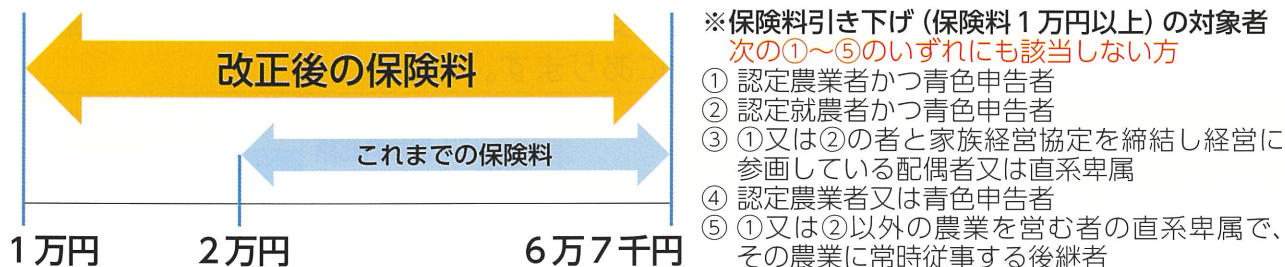
2022(令和4)年1月1日から 農業者年金制度が改正されます

平成14年1月から始まった新たな年金事業(新制度)のみが対象です。

若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方※は、1万円から(上限6万7千円)でも通常加入できるようになります。(保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。)

35歳未満の方の通常加入の保険料(千円単位で選択できます)



留意事項

通常加入で2万円未満の保険料を選択している方が、35歳になった又は認定農業者になった等上記①～⑤のいずれかに該当した場合には、通常加入の保険料を2万円以上に変更又は政策支援加入の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

農業者年金保険料の確定申告について

農業者年金の保険料は『**全額が社会保険料控除の対象**』です。

ポイント

- ◎ 納付した農業者年金保険料を社会保険料控除の対象として確定申告することにより、所得税と住民税が軽減されます。
 - ◎ 生計を一にする配偶者、その他の親族の保険料を負担した場合も控除の対象となります。
 - ◎ 前納納付(12月振替)により保険料を納付された方は、「納付年」または「納付年の翌年」のどちらかの年を選択して確定申告することができます。
本年12月23日(金融機関の休日の場合は翌営業日)に前納納付した場合
 - ① 本年中支払分として、納付した翌年の確定申告
 - ② 翌年分保険料の支払いとして、納付した翌々年の確定申告
 - ①、②のどちらかを選べます。 <<国税庁所得税基本通達74>>
- ※前納納付とは、毎年12月23日の振替日に翌年一年分の保険料を一括して納付する制度です。

【納付した保険料の確認】

- ◇ 本年中に納付した保険料額は、保険料引落口座の通帳を記帳することで確認してください。毎月23日(金融機関の休日の場合は翌営業日)が振替日です。
- ◇ JAの農業者年金窓口において、1月下旬ころから保険料額を確認することができます。

【確定申告の際の保険料支払証明書の取り扱い】

- ◇ 納付した農業者年金保険料を申告する際、**保険料支払証明書の添付は必要ありません。**
- ◇ 確定申告書に保険料額を記入するだけで申告することができます。
《所得税法第120条第3項第1号、所得税法施行令第262条第1項第2号》

女性農業者の皆さんへ

農業者年金は「終身年金」ですので、
女性の長い老後をしっかりサポートします

《問い合わせ先》
別海町農業委員会事務局 総務担当
電話 0153-75-2111 内線 1812

- ◇ 農業者年金は国民年金に上乗せできるあなた自身の積み立て年金です。
- ◇ 農業者の老後の生活の収入は、国民年金＋農業者年金が基本です！

女性は男性より5年程平均余命が長いといわれています。そのため、「終身年金」である農業者年金は女性にこそメリットが大きく、長い老後にしっかり備えることができるため、お勧めです。

男性に比べて受給期間が長い分、月額を受給額は少なくなりますが、平均余命までの受け取り総額は男性よりも多い傾向にあります。

農業者年金の年金受給額の試算	保険料	保険料総額	平均余命までの受取総額	
	月額		男性	女性
20歳から毎月2万円の保険料で加入した者の受給額 (①)	2万円	960万円	1,624万円	1,717万円
30歳から①と同水準の受給額を得るために必要な保険料と受給額	3万円	1,080万円	1,617万円	1,709万円
40歳から①と同水準の受給額を得るために必要な保険料と受給額	5万円	1,200万円	1,596万円	1,686万円
50歳から毎月上限額の保険料で加入した場合の受給額	6.7万円	804万円	953万円	1,007万円
30歳から毎月上限額の保険料で加入した場合の受給額	6.7万円	2,412円	3,611万円	3,816万円

※この試算は、65歳までの適用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.25%となった場合の通常加入の試算です。
※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。
※平均余命までの受け取り総額は、男性86.5歳、女性92.0歳で計算しています。

～農地所有適格法人のみなさまへ～

義務です！

農地所有適格法人の報告書の提出をお願いします！

- ◇ 農地法第6条第1項の規定により農地所有適格法人は、**毎事業年度、終了後3ヶ月以内に農地所有適格法人報告書と、法人の定款の写し（必須添付書類）を農業委員会に提出することが、法律で義務付けられています。**

《問い合わせ先》

別海町農業委員会事務局 農地調整担当
電話 0153-75-2111 内線 1814



◆購読料：月額700円（送料・税込み）

全国農業新聞を
購読しよう！

新聞購読のお申し込みは、
農業委員会事務局へ
☎ (0153) 75-2111

編集後記



広報委員長
信 夫 重 勝

今号では、各推進委員から新規就農者や若手の農業者の方々の頑張っている横顔を掲載させていただきました。

忙しい中、取材に協力していただきありがとうございます。

さて、好調な生乳生産が続いていましたが、昨年の秋ごろから状況が一転してしまい、飲用乳消費の落ち込み、バターや脱脂粉乳の記録的な在庫の増加など酪農を取り巻く環境が大きく変化していると感じています。こんな時こそ、新たな発想や視点が大事になってくるのではないのでしょうか。

こんな時こそというわけではありませんが、将来への備えとして農業者年金の加入推進を継続していますので、わからないことがあったら農業委員会にお問い合わせください。